平成二十三年五月二十八日から同月三十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ　長野県大町市及び上水内郡小川村 ロ　長野県伊那市、東筑摩郡生坂村及び北安曇郡池田町、京都府福知山市及び与謝郡伊根町、兵庫県淡路市、奈良県吉野郡野迫川村、和歌山県伊都郡高野町、徳島県三好市並びに高知県香美市	平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ　高知県安芸市及び幡多郡三原村 ロ　長野県下伊那郡天龍村、三重県多気郡大台町、奈良県吉野郡黒滝村及び上北山村、和歌山県新宮市及び西牟婁郡白浜町、徳島県三好市及び美馬郡つるぎ町、高知県安芸郡田野町、北川村及び馬路村、長岡郡大豊町、吾川郡仁淀川町並びに高岡郡檮原町及び津野町並びに宮崎県児湯郡西米良村	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置 法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

一　この表に掲げる区域は、平成二十三年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

二　平成二十三年九月二十日から同月二十二日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第十五号によるものをいう。

三　平成二十三年八月五日及び同月六日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第九号によるものをいう。

四　平成二十三年五月二十八日から同月三十日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第二号によるものをいう。

五　平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十三年台風第六号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の廃止）

2　平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十二号）は、廃止する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志

省　令

○文部科学省令第六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第百二条第一項ただし書及び第百四条第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条第二項の規定に基づき、大学院設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十四日

文部科学大臣　平野　博文

大学院設置基準等の一部を改正する省令

（大学院設置基準の一部改正）

第一条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（入学者選抜）

第一条の三　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（博士課程の前期の課程の取扱い）

第十六条の二　第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

一　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

第三十三条第一項中「第十六条」の下に「（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二）」を加える。

（学校教育法施行規則の一部改正）

第二条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第四号中「第百六十二条」を「次号及び第百六十二条」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　外国の学校、第三号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（学位規則の一部改正）

第三条　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十六条」の下に「及び第十六条の二」を加える。

第五条の見出しを「（学位の授与に係る審査への協力）」に改め、同条中「学位論文の」を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「前二号」を「第一号及び第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十四日

国土交通大臣　前田　武志